

適合証明業務料金規程

シー・アイ建築認証機構株式会社

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、シー・アイ建築認証機構株式会社（以下「当機関」という。）が独立行政法人金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る料金について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分等)

第2条 適合証明業務の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表各区分に応じた額の料金を納めなければならない。

(料金の支払期日)

第3条 申請者が納付する料金の支払期日は、申請受理日から 7 日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日とすることができる。

(料金の支払方法)

第4条 申請者は別表に定める料金を前条の支払期日までに当機関の指定する銀行への振り込み又は口座振替により納入する。ただし、やむを得ない場合には別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は銀行への振り込みの場合は原則として申請者の負担とし、口座振替の場合は当社の負担とする。

(再発行料金)

第5条 適合証明書の再発行料金は、5,500 円（税込）とする。

(料金の返還)

第6条 収納した料金は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(出張費)

第7条 当社確認検査業務出張費規程による。

附則

この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定を締結した日より実施する。

この規程は、令和 3 年 1 月 4 日より実施する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

■フラット３５（一戸建て等）

税込金額 単位：円

			設計検査 ※1～3	中間検査 ※4※5	竣工検査 ※5
フラット３５ フラット３５Ｓ (省エネ基準を仕様で満たした場合)	一般		55,000	44,000	44,000
	確認申請 併願		33,000	16,500	27,500
	竣工済特例	一般	66,000	－	66,000
		確認申請 併願	49,500	－	44,000
	建設評価書活用		－	－	11,000
フラット３５ フラット３５Ｓ (省エネ基準を計算で満たした場合)	一般		66,000	44,000	55,000
	確認申請 併願		44,000	16,500	33,000
	竣工済特例	一般	77,000	－	77,000
		確認申請 併願	55,000	－	55,000
	建設評価書活用		－	－	11,000

※ 設計住宅性能評価書または長期優良住宅を活用する場合、設計検査を省略することが可能である

※1 耐震性の審査が必要な場合、設計検査手数料に16,500円を加算する

※2 「ZEH Oriented」において、ZEH基準の審査を行う場合は、設計検査手数料に33,000円を加算する

※3 弊社にて低炭素、BELS等を併願申請し、基準を満たすことが確認できる場合の設計検査手数料は
一般：16,500円、確認申請 併願：11,000とする。

※4 耐震性の検査が必要な場合、中間検査手数料に11,000円を加算する

※5 適合証明業務単独で検査を実施する場合の出張費は、確認検査業務出張費と同額とする

その他

- ・設計検査に関する通知書を発行後に、申請者の都合により適用基準の内容を変更し、再検査が必要と判断した場合は、設計検査手数料の二分の一の料金を請求する
- ・適合証明書に再発行は、1通5,500円とする

■フラット35（共同建て）

・基本料金 + 検査料金×戸数 ※1

税込金額 単位：円

登録マンション：あり			設計検査 ※1～4	中間検査	竣工検査 ※5
フラット35 フラット35S	一般	基本料金	110,000	－	66,000
		検査料金	8,800	－	3,300
	確認申請 併願	基本料金	110,000	－	44,000
		検査料金	5,500	－	2,200
	建設評価書活用		－	－	33,000

登録マンション：なし			設計検査 ※1～4	中間検査	竣工検査 ※5
フラット35 フラット35S	一般	基本料金	110,000	－	77,000
		検査料金	8,800	－	5,500／戸
	確認申請 併願	基本料金	110,000	－	55,000
		検査料金	5,500	－	3,300／戸
	建設評価書活用	基本料金	－	－	33,000
		検査料金			3,300／戸

※ 設計住宅性能評価書または長期優良住宅を活用する場合、設計検査を省略することが可能である

※1 戸数が5戸以下の場合、戸数は5戸にて計算する

※2 耐震性の審査が必要な場合、設計検査基本料金に33,000円を加算する

※3 「ZEH-M Oriented」において、ZEH基準の審査を行う場合は、別途見積りとする

※4 弊社にて低炭素、BELS等を併願申請し、基準を満たすことが確認できる場合は、別途見積りとする

※5 適合証明業務単独で検査を実施する場合の出張費は、確認検査業務出張費と同額とする

その他

- ・設計検査に関する通知書を発行後に、申請者の都合により適用基準の内容を変更し、再検査が必要と判断した場合は、設計検査手数料の二分の一の料金を請求する
- ・適合証明書に再発行は、1通5,500円とする

賃貸住宅融資（省エネ・高齢者）

・基本料金 + 検査料金 × 戸数 ※1

税込金額 単位：円

			設計検査 ※1～4	中間検査	竣工検査 ※5
賃貸住宅融資 (省エネ・高齢者)	一般	基本料金	55,000	—	44,000
		検査料金	3,300	—	2,200
	確認申請 併願	基本料金	22,000	—	22,000
		検査料金	2,200	—	1,100
	省エネ適判 併願	基本料金	33,000	—	44,000
		検査料金	—	—	2,200
	性能評価 併願	基本料金	27,500	—	33,000
		検査料金	—	—	—

※1 戸数が5戸以下の場合、戸数は5戸にて計算する

※3 「ZEH-M Oriented」において、ZEH基準の審査を行う場合は、別途見積りとする

※4 弊社にて低炭素、BELS等を併願申請し、基準を満たすことが確認できる場合は、別途見積りとする

※5 適合証明業務単独で検査を実施する場合の出張費は、確認検査業務出張費と同額とする

※6 上記以外の審査を行う場合は、別途見積りとする

その他

- ・設計検査に関する通知書を発行後に、申請者の都合により適用基準の内容を変更し、再検査が必要と判断した場合は、設計検査手数料の二分の一の料金を請求する
- ・適合証明書に再発行は、1通5,500円とする